

山梨県知事 殿

住所  
 氏名 印  
 （法人にあつては、主たる事務所の  
 所在地、名称及び代表者の氏名）  
 （連絡先 ）

揚水設備設置届出書

揚水設備の設置について、山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

	※受理年月日	年 月 日
	※工場等の整理番号	
	※揚水設備の整理番号	
工場、事業所その他の場所の名称		
工場、事業所その他の場所の所在地	電話番号	
揚水設備の番号		
揚水設備の設置の場所		
揚水設備の口径	mm	
揚水設備の深さ	m	
揚水設備のストレーナーの位置	m ～ m	
揚水機の種類		
揚水機の最大吐出量	m <sup>3</sup> /分	
揚水機の吐出口の断面積 （揚水機の吐出口の口径）	（ cm <sup>2</sup> mm）	
揚水機の前動機の出カ	kW	
水量を測定するための機器の種類		
設置の工事に着手する日	年 月 日	
地下水の採取を開始する日	年 月 日	

各年度において地下水を採取する期間		月 ~ 月
採取する地下水の水量	一日当たりの最大採取量	m <sup>3</sup> /日
	一日当たりの平均採取量	m <sup>3</sup> /日
	一日の平均採取時間	時 ~ 時 時間
採取する地下水の用途		
採取する地下水の水量の算出根拠		
揚水設備を管理する責任を有する者の氏名及び役職		
備考		

- 注 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「揚水設備の深さ」の欄には、地表面からの井戸の深さを記載すること。
- 3 「揚水設備のストレーナーの位置」の欄には、地表面からのストレーナーの位置を記載すること。
- 4 「水量を測定するための機器の種類」の欄は、揚水機の吐出口の断面積が50cm<sup>2</sup>を超える場合において記載すること。
- 5 「一日当たりの平均採取量」の欄には、各年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）において採取する量を採取日数で除して得た量（1m<sup>3</sup>未満を切り捨てた量とする。）を記載すること。
- 6 「採取する地下水の水量の算出根拠」の欄は、できる限り具体的に記載するとともに、必要に応じ別紙とすること。

○ 添付書類

- (1) 揚水設備を設置する工場、事業所その他の場所（以下「工場等」という。）の案内図
- (2) 揚水設備及び揚水機の構造図
- (3) 水量を測定する機器の設置位置を示す図面
- (4) 工場等における地下水の使用系統図及び水源別使用水の内訳（別紙-1）
- (5) 揚水機の規格及び能力が分かる資料

## 別紙－ 1

## 工場等における地下水の使用系統図

<揚水設備から採取した地下水の用途別の使用系統を図示すること>

## 1日あたりの水源別使用水の内訳

区分	使用水量
1 地下水	m <sup>3</sup> /日
2 工業用水道	m <sup>3</sup> /日
3 上水道（簡易水道含む）	m <sup>3</sup> /日
4 地表水	m <sup>3</sup> /日
5 その他	m <sup>3</sup> /日
6 回収水	m <sup>3</sup> /日
計	